

令和2年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[商標]

【問題Ⅰ】

商標権の設定の登録前の金銭的請求権の（１）発生要件、（２）効力及び行使時期、（３）消滅について説明せよ。

ただし、解答に際してはマドリッド協定の議定書に基づく特例は、考慮しなくてよい。

【40点】

【問題Ⅱ】

フィッシュ愛フィッシュ株式会社（以下「**甲**」という。）は、以下に示す「F I F」と「フィッシュ愛フィッシュ」の2段書きからなる商標（以下「本件商標」という。）について、第29類「水産物の缶詰」を指定商品とする商標登録出願を行い、平成27年（2015年）6月10日に商標登録を受けた。その後、**甲**は、本件商標と同一の標章について第31類「食用魚介類（生きているものに限る。）」を指定商品とする防護標章登録を受けた。

F I F

フィッシュ愛フィッシュ

乙は、スイス国に所在する国際機関である国際漁業連盟（Federation for International Fishery）であって、缶詰を含む加工水産物の品質を証明している。**乙**の略称である「F I F」は、国際機関を表示する標章として、令和2年（2020年）10月1日に、経済産業大臣が指定するものとなった（以下「指定標章」という。）。

そこで、**乙**は、令和2年（2020年）10月22日に、**甲**の本件商標が商標法第4条第1項に掲げる商標に該当すると主張し、本件商標に係る商標登録を無効にすることについて、日本国内に居所を有する代理人により、審判を請求した（以下「本件無効審判」という。）。

以上の事実を踏まえ、以下の設問に答えよ。なお、本件商標と指定標章は類似し、**甲**の防護標章登録には無効理由、取消理由のいずれも存在しないものとする。

- （1）本件無効審判において、**乙**の主張する無効理由が、商標法第4条第1項のうち第何号の規定に基づくものであるかを特定せよ。
- （2）上記（1）で特定した規定の趣旨を説明せよ。
- （3）本件無効審判が、その請求の各要件を具備するか説明せよ。
- （4）**甲**は、本件商標の登録の無効を回避するために、本件無効審判において、どのような答弁をすべきか上記（1）で特定した規定に沿って論ぜよ。

【60点】